### <サービス利用料金>

ア 通い、訪問、宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1カ月毎の包括費用(定額)です。次の利用料金表は、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)です。サービス利用料金は、利用者の介護度に応じて異なります。

利用者の要介護度	自己負担額(円/月)	利用者の要介護度	自己負担額(円/月)
要支援1	3, 403	要介護1	10, 320
要支援2	6,877	要介護2	15, 925
		要介護3	22,062
		要介護4	24, 350
		要介護 5	26,849

- ☆ 月毎の包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により(介護予防)小規模多機能居宅介護計画に定められた期日よりも利用が少なかった場合、または多くなった場合も、日割りの割引または増額はいたしません。
- ☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて、日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」 及び「登録終了日」とは、次の日を指します。

登録日――利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊 のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日―――利用者と当施設と利用契約を終了した日

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

#### イ 加算項目

①初期加算

小規模多機能居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間に加算します。30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始された場合も同様です。

初期加算の自己負担額 30円/日

- ②認知症加算 ※該当の場合、次のいずれか一つのみ算定します。
  - (1) 認知症加算 I 直近の主治医意見書で「認知症高齢者の日常生活自立度が Ⅲ以上の登録利用者が対象になります。
  - (2) 認知症加算 II 要介護度 2 に該当し、直近の主治医意見書で「認知症高齢者の日常生活自立度が II の登録利用者が対象になります。

認知症加算(I)の自己負担額 800円/月 認知症加算(II)の自己負担額 500円/月

③看護職員配置加算(要支援1・2を除く)

※該当の場合、次のいずれか一つのみ算定します。

- (1) 看護職員配置加算(I) 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している 施設が対象になります。
- (2) 看護職員配置加算(II) 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している施設が対象になります。
- (3)看護職員配置加算(Ⅲ)看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している 施設が対象になります。

看護職員配置加算(I)の自己負担額 900円/月 看護職員配置加算(II)の自己負担額 700円/月 看護職員配置加算(III)の自己負担額 480円/月

### ④サービス提供体制強化加算

※該当の場合、次のいずれか一つのみ算定します。

- (1) サービス提供体制強化加算(I)イ 職員研修を計画実施しており、介護福祉士が50%以上配置されている施 設が対象となります。
- (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ 職員研修を計画実施しており、介護福祉士が40%以上配置されている施 設が対象となります。
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 職員研修を計画実施しており、常勤職員が 60%以上配置されている施設が対象となります。
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

職員研修を計画実施しており、3年以上勤続している職員が30%以上配置されている施設が対象となります。

サービス提供体制強化加算(I) ロの自己負担額 640円/月 サービス提供体制強化加算(I) ロの自己負担額 500円/月 サービス提供体制強化加算(II) の自己負担額 350円/月 サービス提供体制強化加算(III) の自己負担額 350円/月

## ⑤総合マネジメント体制強化加算

個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化 を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っ ていること。

各サービスの特性に応じて、「地域における活動への参加の機会が確保されている」施設が対象となります。

総合マネジメント体制強化加算の自己負担額 1,000円/月

# ⑤介護職員処遇改善加算

介護職員の賃金改善等を実施している場合に、利用された所定の単位数に応じて加算します。

介護職員処遇改善加算の自己負担額

7.5%/月

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供(食事代)

利用者に提供する食事に要する費用です。

朝食 450 円 昼食 470 円 夕食 460 円 おやつ 100 円/日

※当日になって利用の中止を申し出された場合、食事キャンセルが間に合わないため、食事費用の料金をお支払いいただく場合があります。

イ 宿泊に要する費用(宿泊代)

利用者に提供する宿泊サービスに要する費用です。

一泊 2,500 円

ウ おむつ代

使用された分について現品でお返しいただくか実費を負担していただきます。

エ 教養娯楽費・日用品代

行事やレクレーションの材料費等は実費を負担していただきます。

オ特別な食事等

季節の行事等のために特別な食事等に要する費用について実費を負担していただきます。

カその他

日常生活上必要な者で利用者に負担していただくことが適当と認められるものについては実費等を負担していただきます。